

大個審第10-2号
(答申第35号)
平成15年2月5日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成15年2月4日付け住管第629号で諮問のありました「インターネットによる府営住宅申込システム」における大阪府個人情報保護条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件提供にあたっては、当該情報の慎重な取扱いに留意するとともに、当該情報が本人以外に漏れることのないよう、システムのセキュリティの確保等に努めること。
- 2 本人から、掲載された個人情報について削除、修正の求めがあったときは、速やかに対応すること。
- 3 委託先（財団法人大阪府住宅管理センター）においても、当該個人情報の十分な保護が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 4 ID番号及びパスワードの本人付与にあたっては、本人に対し第三者供与の禁止を徹底すること。